

労務通信

2019.3月号

不正統計調査対応のスケジュールが明らかに



◆現在受給中の人には3月から追加給付

不正統計問題で厚生労働省は2月4日、追加給付に向けた表を明らかにしました。それによると、雇用、労災、船員の各保険で現在給付を受けている人は3月から、過去の受給者は6月から、順次追加給付を受けることとなっています。制度によって支払開始時期はまちまちで、船員保険で6月、労災保険の休業補償で9月頃、労災年金で10月頃、雇用保険で11月頃とされています。

◆追加給付を受けるための手続方法は？

現在受給中の人には手続不要ですが、過去の受給者には厚生労働省から通知が届きます。しかしながら、現住所や氏名の変更を把握していない人には通知が届かないおそれがあり、述べ約2,000万人の対象者のうち1,000万人以上の対象者の住所が不明との報道もあるため、厚生労働省が来月開設する予定のホームページで対象かどうかを確認する人は、相当数に上りそうです。会社にも、退職者から問合せ等が寄せられるかもしれません。

◆雇用調整助成金の過少給付問題はどうか？

この問題では、被保険者への給付だけでなく、雇用調整助成金の過少支給も30万件、約30億円あることがわかっています。2004年8月から2011年7月の間、または2014年8月以降に休業等して本助成金を受けた企業が追加給付の対象となりますが、被保険者への追加給付の支払いよりも後になるため、まだ手続方法や支払開始時期は明らかにされていません。

ただし、申請書類等が処分済みだったり廃業済みだったりして対象企業が把握できず、正しく通知が届かないおそれのあることが明らかになっていますので、注意が必要です。

◆覚えのある会社は書類を探してみましょう

追加給付は、既に廃業した企業も対象となります。手続のための書類には、支給申請書類一式、支給決定通知書が今後役立つ可能性があるとしてされているものの、限定されていないので、当時のことがわかる書類を探してみるとよいでしょう。

自社に残っていない場合でも、手続を代行した社会保険労務士が控えを保存している可能性がありますので、助成金を受給した覚えのある会社は確認してみましょう。

働き方改革特集

◆「働き方・休み方改善指標」～企業の実態を「見える化」する

いよいよ4月から働き方改革の取り組みがスタートします。職場内の体制づくりは進んでいらっしゃいますか？法律上で義務化、罰則適用となると、強制的に取り組まざるを得ないという印象を事業主の皆様はお持ちかと思いますが、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得がなかなか進まないのは、通常複数の原因があるため、実態把握の重要性が指摘されています。

働き方改革特集最終号は、実態を把握する具体的な方法について解説していきます。

◎取組の手順

① 「働き方・休み方改善指標」による実態把握



- ・「働き方・休み方改善指標」を使い現状（実態）を把握

② 課題分析・取組施策検討



- ・実態を把握できたら、「働き方・休み方改善指標」の項目を参考に、長時間労働等の原因となっている課題を抽出
- ・改善するための取組施策を検討し、同時に達成のための目標を立てる

③ 取組施策の実施



- ・働き方・休み方の改善に向けて、施策を実施

④ 経過観察・効果分析

- ・施策を実施した後も再度「働き方・休み方改善指標」を活用する事で、取組の実施状況や効果を把握する

「働き方・休み方改善指標」を用いることで、長時間労働や年次有給休暇に関する状況を把握しやすくなります。この指標は、「企業向け」と「社員向け」で構成されています。

- 企業向け（人事労務担当者）… ポジションマップ**（問題の有無を知る）
リーダーチャート（具体的な課題を知る）

- 社員向け（全社員 or 改善部門）… チェックリスト**（自身の働き方・休み方を再確認する）

これら改善指標を用いて「見える化」を行うことで、対策の方向性、改善のヒントが得られます。「働き方改革」どこから手をつけたらいいのか悩んでいらっしゃる方は是非ご活用ください。

詳細は、厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」にて。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>